

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「高齢者虐待」についてお伝えします。

高齢者虐待とは

(先月号の続き)

高齢者虐待のとりえ方について

○虐待の自覚

客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えます。高齢者が虐待を受けていると意思表示をしたり、虐待者が虐待をしているという自覚を持っているかどうかは問いません。「一生懸命介護をしているから」「高齢者は困っていると言わないから」という理由で虐待ではないと判断しないよう注意が必要です。

○養護していない親族などによる経済的虐待

経済的虐待は、「養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」と規定されていることから、養護者（現に養護する者）ではない親族による虐待も対応の対象とします。

○虐待の傍観者である同居者

高齢者の世話をしているわけではない孫から虐待を受けるよ

うな事例について、孫の虐待そのものは「養護者による高齢者虐待」とは言えません。しかし、養護者たる娘や息子などが孫の高齢者への虐待を止めることなく放置しているような行為は「介護・世話の放棄・放任（ネグレスト）」にあたるとして虐待ととらえます。

○養護者支援

高齢者の置かれた状況から、虐待防止法上の虐待と判断した場合、養護者は悪意の有無にかかわらず虐待者として位置づけられます。介護負担や養護者自身の病気などやむにやまれぬ事情が背景にある場合があります。そうしたことから虐待の解消のために必要な養護者支援について高齢者虐待防止法に明記しているところです。

○セルフネグレスト

自らの意思で必要な医療や介護保険サービスの利用を拒否したり、不衛生な住環境で暮らす高齢者で、客観的には本人の人権が侵害されている状況をセルフネグレスト（自己放任）といいます。養護者（虐待者）がないことから高齢者虐待防止法に規定はありませんが、本法の取扱いに準じて必要な援助を行

う必要があります。

通報義務

高齢者虐待防止法では、虐待の防止は国民の責務であると規定しています。

○養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際に、①「生命または身体に重大な危険が生じた場合」はすべての国民に通報をする義務があります。①以外の場合でも通報をする努力義務があります。

○養介護施設従事者などによる高齢者虐待

養介護施設従事者による虐待については、当該施設や事業所の職員は、常に通報の義務があります。同防止法では、通報者を特定させるものは漏らしてはならない旨の定めがありますので、通報者が安心して積極的に通報できるように、通報の窓口となる職員の配慮が不可欠です。

(次回も高齢者虐待についてお伝えします。)

村民みなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

役場 人権対策課